

大明律例譯義

末卷

7保4
6035
14-14



門 保
號 6035
卷 14-14



大明律例譯義末卷

罪名

真犯死罪決不待時

罪情重大ゆゑて尤悪し一夫在秋後と待ちて七をりて早速死罪は行ふ

凌遲處死

凌遲ハ一母一死をねやりにしむる是はさしむるにそつとて

一 誅及と企て君を傾け天子にせんとも者及び天子に宗廟并墓所及び御座所の宮殿をや奪ふ人となし大逆の者但し共々相謀ふの事も同くみくも者ハ首從の差別あり 賊盜律

一 祖父母父母及び伯叔父母姪兄姊夫之の祖父母外祖父母の類をいんさんとなくみくも者ハ人命律
一 奴婢 舊代の中人男は奴 及び雇工人 年季とさうりつて人の



我、家長及び家長の伯叔父母、姉、兄弟、姉妹、子孫の教、
一年の格を文ら親教、并に家長の外祖父母、
たぐくも、教、わかれせむる若、
之、
人命律

一 妻、人、と、密通、
人命律

一 妻、毒、死、
人命律

一 一家、
人命律

一 肝、
人命律

一 妻、
人命律

一 牙、
人命律

一 外、
人命律

一 奴、
人命律

一 雇、
人命律

一 子、
人命律

一 祖、
人命律

斬罪

以上の分、
人命律

とらうゆり志、法益も同く首従とらふす。人命律

一 支配と交り於内の民を我と支配せられたる者、府知列知孫
成らうんとたらくみゆりの軍士り、我と成り支配せられたる者、
乃指揮千戸百戸を教さんたたく、汝等がけりるも代つる道
志の教も汝等のおりる、上の長友とらうんとたたく、
いつても教し、若せりる者。人命律

一 祖父母父母并、朝年の胎成文らば、方々の親教、兄
姉、伯叔父母、姑、及び外祖父母、史、史の祖父母、父母を教さん、
たたくみくす、ふしり、にかきせりる者。人命律

一 總麻三月の胎成りうられた、之後兄姉、上のあや方々の
親教とらうんとたたく、すく、すく、新たら志。人命律

一 奴婢及び雇工人、我、家長及び、朝年の依の
か、ぶ親教、外祖父母、史、史とらうんとたたく、既、新、よか、
キ、ら、志、の、總麻三月の胎成りうられた、親教とらうんとた
らく、新、おかせりる志、も、罪子孫と同じ。人命律

一 妻妾、成、史のすく、又死する志、の、祖父母、父母、教さん
ごん、く、すく、に、お、新、にかきせりる者。人命律

一 一、家の内、中、死、罪、よ、人、此、者、あ、く、と、あ、
く、く、者、又、人、を、支、解、せ、若、の、後、り、者、
違の罪 人命律

一 一人の生、肝、并、た、命、い、せ、り、
是、成、ら、う、
者、の、後、り、る、志、右、の、通、り、
ま、け、
一 盡、毒、
や、
一 一、

一人の生、肝、并、た、命、い、せ、り、
是、成、ら、う、
者、の、後、り、る、志、右、の、通、り、
ま、け、
一 盡、毒、
や、
一 一、

しり老 職制律

一 言の罪を犯し、死罪より重く、現官の者として、巧し
し、上より下り、罪状免さるる人の、赦ふは、甘やりに
しり老 職制律

一 朝廷よ仕らるるの官人、おはせぬ親く、文を、黨と結し、
朋と云く、朝廷の政と云く、しり老 職制律

一 刑部及法衙門官吏、大小に、定まらぬ、法律別と
執ゆ、しり老、上り友の、しり老、人罪と出入り者、
律 職制

一 諸衙門の友吏及士庶人、お宰相執政おの、又、
徳政、あがり、しり老、上り者、
職制律

一 法衙門の友吏、お内官、
男子の、
天子の、
及、
侍、
人、
天子近、
相、
天子、
内、
の、
徳、
意、
も、
律、
職制

此れ、
しり老、
上り、
者、
職制律

一 官吏人、お、
しり老、
上り、
者、
職制律

一 制書及、
しり老、
上り、
者、
職制律

一 事、
しり老、
上り、
者、
職制律

一 軍兵、
しり老、
上り、
者、
職制律

一 刑部、
しり老、
上り、
者、
職制律

一 刑部、
しり老、
上り、
者、
職制律

一 天子を尊の友負隠憂よす人地之指さしまさす事以人を
としてしる者志を公式律

一 法候所より用を付く指さし文書は日の事又文字亦以て
改め直し付軍の事苦とあらまる者は故とも我のとりを
川に流する事又は中判としていふ事の事がしる
一 夫小傷を軍の事苦以て出し流する者公式律

一 公儀の事敢てなす事指さし見つ者捕えんと
としてしる者課程律

一 法圓より系に上り天子目息は来りる官負候礼目
乃官引つてしる事由を志し候者他に変代礼目の友為し
てしる事儀制律

一 百二枚應の人に候所ため小事に上り候事に上り候事の
ら奉せりる事以て志し候者他に変代衙門の官人を阻む

ぬのくり上りをしる者 儀制律

一 大廟又社及之殿等に上りる者儀制律

一 法官人に上り候事に上り候者官衛律

一 必し牌面也と指さし候者は出入しる者牌面
以て志し候者官衛律

一 系に上りる罪を犯す者儀制律

一 刑にあらはる事に上り天子を尊の改者御の友及ひ門門の事の
事に上り候者儀制律

一 降系に上り候事に上り候者儀制律

物次せりたるは、其の海軍は若せんし、其の逃がらざる
やうにとらむ者。軍政律

一、甲馬と云く、軍の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の

一、色七、其の軍の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の

一、軍兵、其の軍の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の

一、軍兵、其の軍の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の

一、軍兵、其の軍の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の

一、軍兵、其の軍の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の

一、軍兵、其の軍の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の

一、軍兵、其の軍の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の
奉圖せし、其の軍は、其の給と申す處、馬一匹、其の

一 己より即方小所へて示めて人へてさへて城地を掠めぬ事
とゆる若くは後伐分す。軍政律

一 城地を争ひて敵に索く官人我らと下れ軍人味方と背り
敵に組し謀叛を記す時城地棄て逃たらし者。軍政律

一 民を支配せしむる布政司知府等の官各々其民にさへて民
の後立して謀叛をせしむるに志しけまふつて城地をせらる
れ。軍政律

一 云後より敵を軍志城をいすて或は掠る時物取二十
よりより示り若。軍政律

一 采納しむる法をなすまて把し取人を得てさへていり時よ
し。軍政律

一 城の至境の周より出らるる敵の間者よりうけて此方の城

中へ入るる者亦ハ外の志のいり若。城門出入る事の時よ
何れも及ひしれ城よりいりて又らそもたせとさへて
若くは若く若。關津律

一 此方の人城はもさるる并に軍志を將く城地出て外
國より川より又ハ海へのりて入るる事の時よ。軍政律

一 天子(奉ら)軍討の公文で申進めてしうぬく回ら若。郵驛律
一 出て使しむる時馬よのさへて火急小事代告の時よ。別限律

一 軍の事若くは軍馬若くは敵を代るることと事としし進と
文書よりハ急用公事とて進と軍中事事に
かへしむる事とてハ急用公事とて進と軍中事事に
の事若くは急用公事とて進と軍中事事に

一 市中常置たる傳馬人足成かき符發と出づ給ふる
御宗、諸人故と傳馬成出と符發と取之と、是より
軍檢を取去るなりやある者、郵驛律

一 軍中入用の物成、爰に遠く遠く、付別限延引く
小く、歌軍に隠し付、古入用の物不き、
入當と得る者、郵驛律

一 凡自分、王家の治乱滅亡ホキ事成、
ホの、
自、
寫、
一 法衙門、
一 竊盜、

教、人成、
不若、賊盜律

一 因と知、
一 人志、
一 吏小、
一 官目、

一 遺、
一 遺、
一 遺、
一 遺、

一 遺、
一 遺、
一 遺、
一 遺、

一 遺、
一 遺、
一 遺、
一 遺、

一 遺、
一 遺、
一 遺、
一 遺、

一 遺、
一 遺、
一 遺、
一 遺、

うらむ右あふやく人て殺す者 賊盗律

一 子方の年より死者、我らる長し墳塚と掘りて掘の
肉の屍骸なる者、死せしめりて、墳塚と奪り者 賊盗律

一 總麻二月の胎を交わらうよれ、親類の死屍骸を奪ひ
やせ、又いふ何れ者 賊盗律

一 子孫多し者、我ら祖父母の死屍骸を奪ひやうり
又いふ何れ者、奴婢、雇工人、我ら家長は死屍骸、古の物を
よす者 賊盗律

一 人としてんなく、心造意の者 初はこい 人命律

一 勅命受けけり、御小出く使しる者、友吏の類、うらんと
多し、とすくふ、殺したる者 人命律

一 姦せられし、お共、相後し、我らとてうらんと
多し、うらむ、世の悪吏 人命律

一 毒薬以用ひく、人死し者 人命律

一 人て放殺し者 人命律 此の條に、放殺とて、海
のりとも、此の條に、放殺とて、海

一 故と蛇蝎毒蟲を用ひく、人て交し、傷入時、まゝ傷く
交し、多し者、死す者、或す者 人命律

一 庸醫、故と、中方に遠く、薬を用ひて、病家、或療治す、うら
めく、財物や、取、或、うら、め、死し者、或、死し者、及、人

命、たの、も、と、ある、目、分の、言、は、り、何、才、も、分、ち、や、く、故、と、薬
用、ひ、く、人、を、あ、ら、し、め、者 人命律

一 姦せられたる、盗す、す、ら、ふ、く、人、を、あ、ら、し、め、て、死、せ、ら、る、者
此、の、人、死、す、ら、や、に、と、ら、者 人命律

一 天子の五代より、末の胎も、か、ら、ぬ、を、此、親、類、と、殺、て、死
せ、ら、る、者 賊盗律

一 勅使、多し者、或、官吏の類、殺す、と、れ、ふ、く、死、せ、ら、る、者

しりし者 劓 毆 律

一 役所の下代は役人亦役所より六歩より以下の長官佐貳友
其友と致く致しては官人死しむ者 劓 毆 律

一 長官は指副たる首領官及属官佐貳友亦長官を少
く更にしりし長友死しむ事致しむ者 劓 毆 律

一 官司より残掃儀迄は公事に付呼あよむ人々を致
して致すはしりし其者死しむ事致しむ者 劓 毆 律

一 人の奴婢は其のものにせしむる人致致しむ者 劓 毆 律
一 奴婢は其の親年比胎成文を致しむ事致しむ者 劓 毆 律

一 外祖父母致く傷む者 劓 毆 律
一 奴婢は其の親年の惣麻肚小功肌大功肌の親致致く
死しむ者 劓 毆 律

一 雇工人致く其の親年の惣麻肚小功肌大功肌の親致致く
死しむ者 劓 毆 律

一 祖父母と致く死しむ者 劓 毆 律
一 雇工人家長は惣麻小功大功の親致致して死しむ
事 劓 毆 律

一 妻は其の妻と致く死しむ者 劓 毆 律
一 夫は其の父母致して死しむ者 劓 毆 律

一 卑幼吾が家の惣麻小功大功の親致致して死しむ者 劓 毆 律
一 惣麻小功大功は惣麻小功大功の親致致して死しむ者 劓 毆 律

一 妻妻我の夫の惣麻小功大功の親致致して死しむ者 劓 毆 律
一 妻妻我の夫の惣麻小功大功の親致致して死しむ者 劓 毆 律

一 継父致致く死しむ者 劓 毆 律
一 謀反叛逆の事致しては官司より死しむ者 劓 毆 律

一 謀反叛逆の事致しては官司より死しむ者 劓 毆 律
一 謀反叛逆の事致しては官司より死しむ者 劓 毆 律

一 謀反叛逆の事致しては官司より死しむ者 劓 毆 律
一 謀反叛逆の事致しては官司より死しむ者 劓 毆 律

す捕ちりすとせらるる古の誅及人亦人好成集の協化
以攻おし及人民と劫し掠りたるやりに事し若し詐証律
一 中より制書勅詔の
偽りしりて中より制書の内容も其の制書の内容も
成成の増し或は虚し
詐偽律

一 天子の旨言するに
一 錢糧とたいも
一 古の法規
一 罪因の免
一 宣旨
詐偽律

一 諸衙門印信
一 傳馬
一 符號
一 東巡
一 洞牌
一 茶引
一 鹽引
一 茶引

似せたりしり者 詐偽律

一 寶符以似せしり者その後及ひも若しやしめり
者亦似せ宝符とあつてはる者 詐偽律

一 官の者しつらりて割付牙牌亦似せしりて官ら
しつらりて事とれらる者又ら官れ者又似せ割付と共
しつらり任とれらる者 詐偽律

一 詔を以て天子の旨を似せしりて内使も友なりしりて人ら
詔を以て似せしりて友なりしりて同付人なりしりて印
味も似せしりて人民に似せしりて人民に似せしりて者 詐偽律

一 天子れを信の印外も今度天子の印内意と文松
味も似せしりて人民に似せしりて者 詐偽律

一 總麻肚の服も似せしりて親類及びも若の書亦似せしりて書れ

つとまり、あつちの支れ方めく、おしへたる世又ハ同母

異父の姉妹ちひなまの強共ちひなまの者、犯姦律

一 後祖祖姑祖父の姉妹人のあへらつて、たる後祖姑

父のいふ成強姦ちひなまの者、犯姦律

一 子婦、親孫、我と執と共し、ある由、成いひ、け、刺の

悔、夫の兄、我と執と共し、ある由、成いひ、を、さ、す、事

て、か、く、い、は、け、る、者、犯姦律

一 奴及雇工人、部長の徳麻くまの女親類、及い徳麻

くまの男親類、妻妾、強共ちひなまの者、犯姦律

一 火で放とく、自分の家、火焼付、を、火いひ、さ、す、と、放とる、家

屋、及、民、その家、并、積、累、の、重、く、物、さ、す、け、り、く、焼、失、し、

それ、さ、す、死、す、者、に、官、民、の、財、物、を、さ、す、者、雜、犯、律

一 火で放とて、故とく、と、放とる、か、つ、たら、あ、ら、ぬ、及、つ、民、の、家、火、焼、付、

亦、い、ふ、火、の、放、出、及、つ、焼、く、と、放とる、倉、庫、并、い、ふ、火、小、か、り、

あ、ら、積、累、を、變、へ、る、物、火、燒、付、雜、犯、律

一 罪と犯し、あ、ら、若、く、と、放とる、捕、へ、よ、來、ら、し、其、後、人、よ、し、り

い、く、も、し、い、い、く、人、と、し、ら、し、者、捕、上、律

一 罪人、事、を、お、や、く、り、て、逃、が、る、者、捕、上、律

一 罪を犯す者、故とく、と、拷、問、を、事、成、し、それ、小、ら、く

死、し、ゆ、事、成、し、と、ん、若、く、斷、獄、律

一 若、回、も、よ、と、由、状、し、く、罪、を、依、り、て、死、罪、を、極、了、た、る、と、し、

と、し、同、の、子、孫、奴、婢、雇、工、人、の、身、を、さ、す、た、と、同、に、殺、さ、れ、ら、

と、し、と、人、を、殺、し、て、殺、し、く、り、し、事、を、し、る、者、斷、獄、律

絞罪

以下ハ絞後絞
罪ハ何人カ

一 公儀より、こゝろ、け、り、文、書、の、文、書、の、單、情、の、事、事、に、か、り、

ふらの代或ちすて、或ハやめ者。公式律

一 すすむの身の家ハ妻女成威勢をくじりて、わらうとい
ふに、抱し通し、或ハ妻女に、しるる文ハ、或ハ子孫を、
或人ホ小なり、或ハ妻女とすれ者。婚姻律

一 夫ホし、いひく逃走す、因て改め、別の人ハ嫁し者。婚姻律

一 年貢ホ、或ハ、いひく、不足する時、年貢を、かへり、
て、いひ、或ハ、いひく、不足する時、年貢を、かへり、
掌印官吏。倉庫律

一 借し、金、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
妻妾子女成、いひ、いひ、いひ、いひ、因て、
婦女ハ、通し、いひ、いひ、物
とする者。錢財律

一 師巫みかん、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一切正通、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
人

氏とする者、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 断、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 當、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
外の人、一寸の、或ハ、或ハ、或ハ、
外相有る者。宮衛律

一 天子、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
御伴先、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 宮殿の内、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
救て、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 兵、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 内使、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 大崩、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
靴石、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、

一 天子、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
御伴先、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 宮殿の内、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
救て、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 兵、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 内使、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
一 大崩、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、
靴石、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、或ハ、

一人は疵背の者及びいへぬ者や何れも十人以下及びいへぬ者
たりて一人以下なりと若し 賊盗律

一 竊盗ニ及小なる者 人の衣小盗人 拘換の者 右月詔 中
切の盗と云 賊盗律
拘換と云

一 此のすゝりて何れも良人状かといへりてなりたるや
いふすゝりてつとゆくも亦かといへりてく人は愛たの由よ
何れも人小疵背なる者 賊盗律

一 人の傷と播弄ひて枝擲状にひいて死せる者 賊盗律

一 子孫承祖父母父母の境めく 梳程と意あるもく 此乃
火枝擲より何れもく 屍と燒若 奴婢 雇工人 我ら家長の墳
墓よおやく 右の身より若し 罪同一 賊盗律

一 たくみく人状形を討ふ者 何れもく たる若し 右の身
小形 いかしこれと云ふ者 何れもく 死せる者 何れもく

若し死する時 右の身より たる法中人 人命律

一 勅命をすゝりて 出づ使より取人 官吏 小お後 何れも
殺さんうしすゝりて 死せる者 人命律

一 密夫が支を殺したる時 密婦之事と覺て 不知者 人命律

一 一人たり 死せる者 何れもく 人命律
一 一未お後して 何れもく 人命律
一 一未お後して 何れもく 人命律

一 石砂計するもの 死る物 人の耳鼻口前後の陰部を
いへり 又人の衣肢食肉と云ふ物 死せる者 人命律

一 戒を威して 朝親の言をいせりて 自滅する者 人命律
不し者 人命律

長の叔親及び叔長の外祖父母と殺して折傷小可し
じり者 同 毘律

一家長及び叔長の叔親、外祖父母の親戚、或る家の雇工
人と故殺す者 同 毘律

一 妻に毒を殺し、苦痛小可し じり者 同 毘律

一 夫に毒を殺し、死小可し じり者 同 毘律

一 妻の父母を殺して、苦痛小可し じり者 同 毘律

一 卑幼、子弟の許す家の惣麻、比勝、父の兄弟、及母方の
の惣麻、兄弟、及母方の惣麻、兄弟、姉妹、叔父の
と殺し、苦痛小可し

一 卑幼、子弟の許す家の惣麻、比勝、父の兄弟、及母方の
の惣麻、兄弟、及母方の惣麻、兄弟、姉妹、叔父の
と殺し、苦痛小可し

一 古のよれける長、卑幼と殺し、死小可し じり者 同 堂律

妹、堂姪、及び姪孫と故殺し、死小可し者 同 毘律

一 嫡母、妻の姉、継母、姉母、姪母、及び母の親、
子孫と、死小可し者 同 毘律

一 妻、或る夫の親類、夫より子弟の姪、姪孫、堂姪、同堂姪、孫、
類と殺し、苦痛小可し者 死小可し じり者 同 毘律

一 夫の兄弟、子弟、故殺し、死小可し者 同 毘律

一 長、卑幼の婦、妻、或る夫と殺し、死小可し じり者 同 毘律

一 妻の前方、夫の前方、或る夫と殺し、死小可し じり者 同 毘律

一 死小可し じり者 同 毘律

一 奴婢、或る家長、罵る者 同 毘律

一 姓名をかき、人の悪事、以て中々、染るるは、又、道、
道、爲し、法、計、重者 許 毘律

一 人よかり、罪、成し、ひり者、死小可し じり者 同 毘律

一 人よかり、罪、成し、ひり者、死小可し じり者 同 毘律

一 人よかり、罪、成し、ひり者、死小可し じり者 同 毘律

一 人よかり、罪、成し、ひり者、死小可し じり者 同 毘律

刑を以て同進してけしむけらばする者の親類も、指名のか
ら若お果々事ある時、おるは罪状しひく者、詐証律

一 なるもの罪状をいふる者、誣らるる者、誣らるる者、
おの制との内、或、増、或、減、或、増、或、減、或、増、或、減、
いし、誣らるる者、詐偽律

一 法外の本、文、或、り、作、り、押、子、を、は、す、る、者、
印判、や、ぬ、り、者、
お、ら、ぬ、り、者、詐偽律

一 皇后の懿旨、のせいの文書、皇太子、親王の令旨、
ぬ、り、た、る、者、
偽、り、者、詐偽律

一 内、不、ゆ、く、銅、銭、を、得、る、者、
一 強、姦、し、る、者、
一 後、祖、祖、姑、を、い、ひ、ぬ、り、
一 親、類、の、意、を、強、姦、し、る、者、
一 奴、及、び、雇、工、人、
一 年の胎、或、文、を、男、親、類、の、妻、に、
一 ち、ら、や、ち、ら、ゆ、て、
一 罪、人、と、し、
一 官、吏、人、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、

一 親類の意、強姦しる者、
一 奴及び雇工人、
一 年の胎、或、文、を、男、親、類、の、妻、に、
一 ち、ら、や、ち、ら、ゆ、て、
一 罪、人、と、し、
一 官、吏、人、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、

一 親類の意、強姦しる者、
一 奴及び雇工人、
一 年の胎、或、文、を、男、親、類、の、妻、に、
一 ち、ら、や、ち、ら、ゆ、て、
一 罪、人、と、し、
一 官、吏、人、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、

一 親類の意、強姦しる者、
一 奴及び雇工人、
一 年の胎、或、文、を、男、親、類、の、妻、に、
一 ち、ら、や、ち、ら、ゆ、て、
一 罪、人、と、し、
一 官、吏、人、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、

一 親類の意、強姦しる者、
一 奴及び雇工人、
一 年の胎、或、文、を、男、親、類、の、妻、に、
一 ち、ら、や、ち、ら、ゆ、て、
一 罪、人、と、し、
一 官、吏、人、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、
一 牢、屋、の、

逃入りある人のを成さしめしむ。敵のをうりしりたる者、或ハ
敵軍を去りしに陣をとりしめしむ。城に入るとある者
次官軍、其人殺さく、勢のよきとある者、城を去りて敵の
勢を打ちしりたる者、又ハ婦人、女子の敵
と申ししりし、又ハ、こゝろして、意を敵軍を去りしむ。冠せ
し、ある者、物をせしむ。功成し、ある者、官の不
らん事と称し、軍政條例

一 禁制の軍器、武器、羽の夷人、を賣りて、利徳をた
らざる者、開津條例

一 公儀、一、何れも、島向ふ、二、船、上の法、及、入、入、取、と、造、り
し、く、制禁、の、貨物、を、け、み、の、せ、海、は、家、出、し、ある、番、國、一
等、して、買賣、し、之、海、域、を、し、い、わ、く、せ、種、々の、謀、り、後、け、
人、取、成、り、し、た、亦、ハ、城、の、業、用、と、して、け、の、の、百、兩、を、取、

切し、物、成、り、し、た、亦、ハ、城、の、業、用、と、して、け、の、の、百、兩、を、取、
開津條例

一 軍兵、と、成、り、し、く、守、護、し、る、変、の、都、日、衛、所、の、官、府、別、所
の、友、と、一、不、し、後、も、又、古、れ、如、日、衛、所、の、官、別、の、一、城、は
復、し、り、し、夷、村、多、勢、と、し、く、ある、て、せ、む、り、又、盜、賊
そ、と、か、う、り、し、く、城、を、せ、め、し、む、時、大、の、將、官、固、く、も、り、事、を、せ
し、之、ハ、兼、り、物、と、し、し、亦、ハ、開、津、公、事、と、し、く、城、地、を、攻、め、し、
る、時、榜、出、し、り、し、る、都、日、衛、所、の、掌、印、官、と、亦、一、の、捕、盜、友
と、府、別、所、の、官、日、取、り、し、た、亦、ハ、城、を、守、護、し、る、同、罪、或、ハ、府
別、所、に、在、り、し、る、衛、所、に、在、り、し、る、自、ら、ハ、城、を、守、護、し、
る、に、任、わ、り、し、る、府、別、所、の、掌、印、友、と、捕、盜、官、と、古、の、都
日、衛、所、の、友、と、同、罪、と、し、一、城、を、守、護、し、る、に、任、わ、り、し、る、
と、亦、一、城、の、入、り、し、る、の、掌、印、官、と、亦、一、所、の、捕、盜、官、と、同、罪、と、
し、る、の、協、同、攻、め、り、し、る、一、律、と、比、し、軍、政、條、例

一 天子の收押の物或盗む者 賊盜律

一 代々天子の陵所ある山の前後に禁制の場ありて樹木を
斫りて土を掘り石炭を採り窯煖くして土を焼く者
放て山城燒者 賊盜條例

一 一室にありての才姪の卑幼他人を引りて己の家
物或盗む者 賊盜條例

一 一室に住居する者 宿のついでに盜賊を引りて
人の物を盗む者 賊盜條例

一 一室に住居する者 宿のついでに盜賊を引りて
人の物を盗む者 賊盜條例

一 子孫する者 祖父母父母を威逼し妻妾の祖父母父母
を威逼し死せしむる者 人年條例

一 色色海を以て獲する之將并に法を犯す者 軍人
の月給を減ずる者 賊盜條例

一 法没人よ云候者 没すべし 刑防印記
法没人よ云候者 没すべし 刑防印記

一 法没人よ云候者 没すべし 刑防印記
法没人よ云候者 没すべし 刑防印記

一 廣西豊貴湖川ホの交わく外の志すれ交の人別帳
のりし者若かりし者 孝同科

一 廣西豊貴湖川ホの交わく外の志すれ交の人別帳
のりし者若かりし者 孝同科

一 廣西豊貴湖川ホの交わく外の志すれ交の人別帳
のりし者若かりし者 孝同科

一 廣西豊貴湖川ホの交わく外の志すれ交の人別帳
のりし者若かりし者 孝同科

と下しそふり者、難犯條例

一 罪と同殺して軍に乞ひ軍人迎ひ付ふ、辱しり、五犯の死
罪の者たるも、死罪成ゆらふとて、軍に乞ひ者、捕込條例

絞罪

一 良家の妻女、成しむるは、奪ひ、わく、比人より、く、妻
とせし者、婚姻條例

一 私塚、賣者、人殺し十人より内、一を、原、く、是、使、し、も、
す、な、り、物、と、形、に、似、し、も、と、云、候、ら、の、取、り、付、者、討、し、て、
も、じ、い、い、人、は、賊、背、を、れ、も、漸、二、人、に、命、を、て、い、も、賊、お、は、
せ、ら、者、の、女、成、し、も、賊、背、を、ら、者、課程條例

一 軍官、軍人、征伐の、事、あり、く、軍、兵、使、役、も、く、ふ、り、て、
ら、ら、り、人、殺、し、味、も、た、事、し、お、す、も、或、日、は、後、以、て、人、と、
限、し、免、し、も、と、れ、ら、早、迷、一、同、は、是、十、人、に、命、を、て、是、も、
之、り、て、陣、立、事、成、し、も、く、逃、た、る、者、も、限、す、て、は、是、れ、
は、格、め、て、を、れ、也、之、り、く、遠、く、者、成、し、も、た、事、は、年、若、
い、も、と、免、し、せ、ら、り、内、有、と、ら、杖、一、百、し、也、お、に、い、し、け、
中、に、出、征、し、ら、り、事、也、御、右、二、京、の、者、若、非、成、悔、り、事、
な、り、又、逃、け、走、り、者、軍政條例

一 五、京、在、外、の、所、列、し、も、城、地、を、守、禦、し、ら、る、軍、人、逃、走、
す、ら、り、事、と、及、に、及、り、者、軍政律

一 私、と、硫、黄、硝、石、を、賣、買、し、て、外、夷、に、賣、買、する、者、開、律、條例

一 内、府、の、財、物、成、盗、し、及、ひ、凶、人、殺、り、め、り、も、ら、倉、庫、の、内、
ら、物、成、盗、し、も、及、に、及、り、者、大、赦、後、の、賊、盜、條例

一 白、昼、搶、奪、し、ら、り、事、又、赦、後、に、及、り、も、之、に、及、り、者、賊、盜、
條例

一 中、宮、の、人、と、し、り、わ、か、し、ら、り、も、外、夷、に、賣、買、し、て、利、成、
す、ら、り、者、人、を、し、ら、り、病、付、し、せ、ら、り、者、賊、盜、條例

一 中、宮、の、人、と、し、り、わ、か、し、ら、り、も、外、夷、に、賣、買、し、て、利、成、
す、ら、り、者、人、を、し、ら、り、病、付、し、せ、ら、り、者、賊、盜、條例

一 中、宮、の、人、と、し、り、わ、か、し、ら、り、も、外、夷、に、賣、買、し、て、利、成、
す、ら、り、者、人、を、し、ら、り、病、付、し、せ、ら、り、者、賊、盜、條例

一 中、宮、の、人、と、し、り、わ、か、し、ら、り、も、外、夷、に、賣、買、し、て、利、成、
す、ら、り、者、人、を、し、ら、り、病、付、し、せ、ら、り、者、賊、盜、條例

一 中、宮、の、人、と、し、り、わ、か、し、ら、り、も、外、夷、に、賣、買、し、て、利、成、
す、ら、り、者、人、を、し、ら、り、病、付、し、せ、ら、り、者、賊、盜、條例

絞罪

一 良人の妻をひらり奪ひし人より奪ひて入て妻を
とす者、亦ち親王家に不威勢の行ふ處の事、乞ふ
事内者、犯姦條例

一 盗云海邊より土等の倉庫に盗糧取外し、ゆきし時、浪
をれ、二百文糧取とす、二百文、草をれ、八百文、所帯小の物
をれ、但し、浪とす、浪二百文、うり、うり、若、運満し、こ
ふが、うり、ゆき、浪とす、二百文、糧取、若、うり、若、賊盜條例
一 事い、うり、我、うり、うり、うり、改改の官人、うり、うり、ま
ふり、うり、七、改改、自減、うり、うり、うり、うり、若、人命條例
一 軍に元犯人、逃け、四、うり、うり、うり、うり、若、うり、うり、
先め、うり、うり、うり、うり、若、捕凶條例

贖法

律と條例とのか、ゆき、ゆき、律の之、ゆき、ゆき、在京土外の
差別を、ゆき、ゆき、條例小、ゆき、ゆき、ゆき、ゆき、ゆき、ゆき、

律之贖法

笞刑五

一 十、贖銅錢、二十、同、三十、同
六、百文、二、百文、二、百文、八、百文
四、十、同、百文、五、十、同、百文

杖刑五

六十、贖銅錢、七十、同、八十、同
六、百文、六、百文、三、百文、四、百文、四、百文
九、十、同、百文、五、百文、一、百、同、百文、六、百文

徒刑五

一年、杖六十、贖銅錢、十
二年、杖八十、同、文、八、同、文、十
一年半、杖七十、同、文、十五
二年半、杖九十、同、文、二十

三年杖一百 同貫二十

流刑三

二千里杖一百 贖銅錢三十貫文

二千五百里杖一百 同三貫文

三千里杖一百 同三貫文

死刑二

絞斬 贖銅錢四十貫文

收贖法

誣告律よ人の罪を犯したるを言ひ罪状を犯したるを言ひ
者犯罪の外は年を計りて計らざれば刑小計るなり
答杖の多は贖取め流刑杖の多は流刑と流刑と贖料を
法也の如し

答三十

た一人の答三十す人犯罪を告る者答一十ハ其ノ事ハ
二十の罪ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ
一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ

答四十

た一人の答四十す人犯罪を告る者答一十ハ其ノ事ハ
二十の罪ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ

答五十

た一人の答五十す人犯罪を告る者答一十ハ其ノ事ハ
二十の罪ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ

杖六十

た一人の杖六十す人犯罪を告る者答一十ハ其ノ事ハ
二十の罪ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ

杖七十

た一人の杖七十す人犯罪を告る者答一十ハ其ノ事ハ
二十の罪ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ

杖八十

た一人の杖八十す人犯罪を告る者答一十ハ其ノ事ハ
二十の罪ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ

杖九十

た一人の杖九十す人犯罪を告る者答一十ハ其ノ事ハ
二十の罪ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ

杖一百

た一人の杖一百す人犯罪を告る者答一十ハ其ノ事ハ
二十の罪ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ一人ハ答二十ハ其ノ事ハ

一也、後、身、よ、り、つ、つ、の、旨、を、ま、く、
ま、り、く、抄、と、稱、候、か、ら、り、事、也、

徒限内收贖

年七十より八十までの者、一斤梅老の類、流罪、下、の、罪、
ら、抄、抄、と、し、て、罪、を、あ、り、ま、り、し、他、の、罪、成、犯、し、た、る、時、い、ま、し、
七十以上、又、癩、癩、を、あ、り、ま、り、し、他、の、罪、成、犯、し、た、る、時、い、ま、し、
せ、し、た、る、時、又、癩、癩、を、あ、り、ま、り、し、他、の、罪、成、犯、し、た、る、時、い、ま、し、
す、事、也、

徒一年、杖六十、杖、ハ、チ、チ、たる、ゆ、へ、の、け、く、後、一、年、以、内、あ、り、ま、り、入、り、
文、と、出、さ、す、事、也、

徒一年半、杖七十、杖、ハ、チ、チ、たる、ゆ、へ、の、け、く、後、一、年、以、内、あ、り、ま、り、入、り、
文、と、出、さ、す、事、也、

徒二年、杖八十、杖、ハ、チ、チ、たる、ゆ、へ、の、け、く、後、一、年、以、内、あ、り、ま、り、入、り、
文、と、出、さ、す、事、也、

徒三年、杖九十、杖、ハ、チ、チ、たる、ゆ、へ、の、け、く、後、一、年、以、内、あ、り、ま、り、入、り、
文、と、出、さ、す、事、也、

徒四年、杖一百、杖、ハ、チ、チ、たる、ゆ、へ、の、け、く、後、一、年、以、内、あ、り、ま、り、入、り、
文、と、出、さ、す、事、也、

例、小、ら、左、京、左、外、の、尺、別、ち、り、た、る、事、也、
在京、納、贖、諸、例

做工

答二十、做工、一箇月、銀、一、兩、七、匁、

同二十、做工、一箇月、銀、一、兩、七、匁、

同三十、做工、二箇月、銀、一、兩、七、匁、

同四十、做工、二箇月、銀、一、兩、七、匁、

同五十、做工、三箇月、銀、一、兩、七、匁、

同六十、做工、四箇月、銀、一、兩、七、匁、

同七十、做工、四箇月、銀、一、兩、七、匁、

同八十、做工、五箇月、銀、一、兩、七、匁、

同九十、做工、五箇月、銀、一、兩、七、匁、

同一百、做工、六箇月、銀、一、兩、七、匁、

徒一年、做工、一、年、銀、一、兩、七、匁、

同一年半、做工、一、年、半、銀、一、兩、七、匁、

做工、ハ、他、事、方、違、法、方、違、所、人、足、ホ、の、入、り、
せ、し、た、る、時、罪、成、候、か、ら、り、事、也、

同二年 做工二年
同二年半 做工二年半
同三年 做工三年
三等流罪 做工四年
雜犯死罪 做工五年

納米
米一石五斗
米一石二斗五升

答一十 米八五斗
同二十 米八一石
同三十 米八一石五斗
同四十 米八二石
同五十 米八二石五斗
杖六十 米八六石
同七十 米八七石

浪子折也七十二石
浪子折也九十九石
浪子折也百八十八石
浪子折也百四十四石
浪子折也百八十八石

穀八七斗五升
穀八一石五斗
穀八二石二斗五升
穀八三石
穀八三石七斗五升
穀八九石
穀八十石五斗

同八十 米八八石
同九十 米八九石
同一百 米九十石
徒一年 米八十五石
同一年半 米八十二石
同二年 米八十二石五斗
同二年半 米八十三石
同三年 米八三十五石
流罪 米八十四石
雜犯死罪 米八十五石
運灰 石灰一運

穀八十二石
穀八十三石五斗
穀八十五石
穀八二十一石
穀八三十石
穀八三十二石五斗
穀八四十五石
穀八四十七石五斗
穀八六十石
穀八七十五石
張子折也八三石
張子折也八十六石二分

答一十 一千二百斤
同二十 一千八百斤
杖一百
答一十
杖一百
答一十

同三十、二千四百斤、
 同四十、三千斤、
 同五十、三千六百斤、
 杖六十、四千二百斤、
 同七十、四千八百斤、
 同八十、五千四百斤、
 同九十、六千斤、
 同一百、六千六百斤、
 徒一年、一萬二千斤、
 同一年半、一萬八千斤、
 同二年、二萬四千斤、
 同二年半、三萬斤、
 同三年、三萬六千斤、

張子折也、三十一、六分、
 張子折也、三十七、分、
 張子折也、三十二、四分、
 張子折也、三十七、八分、
 張子折也、四十三、二分、
 張子折也、四十八、六分、
 張子折也、五十四、分、
 張子折也、五十九、四分、
 張子折也、一百八、分、
 張子折也、一百六十二、分、
 張子折也、二百十六、分、
 張子折也、二百七十、分、
 張子折也、三百二十四、分、

流罪、四萬二千斤、
 雜犯死罪、六萬四千二百斤、

張子折也、三百七十八、分、
 張子折也、五百七十七、八分、

運、
為心切、
 罪成、
 有、
 人、
 入、

答一十、七十枚、
 同二十、百五枚、
 同三十、百四十枚、
 同四十、百七十九枚、
 同五十、二百十枚、
 杖六十、二百四十五枚、
 同七十、二百八十枚、
 同八十、三百十五枚、
 同九十、三百五十枚、
 同一百、三百八十五枚、

張子折也、六、二分、
 張子折也、六、六分、
 張子折也、九、分、
 張子折也、十二、分、
 張子折也、十八、分、
 張子折也、二十一、分、
 張子折也、二十四、分、
 張子折也、二十七、分、
 張子折也、三十二、分、

徒一年、六百枚、
 同一年半、九百枚、
 同二年、千二百枚、
 同二年半、千五百枚、
 同三年、千八百枚、
 流罪、二千百枚、
 雜犯死罪、三千二百枚、

運碎

甄碎けりしもの

答一十、二千八百斤、
 同二十、四千二百斤、
 同三十、五千六百斤、
 同四十、七千斤、
 同五十、八千四百斤、

浪ノ刑セハ四十斤、
 浪ノ刑セハ六十斤、
 浪ノ刑セハ八十斤、
 浪ノ刑セハ百斤、
 浪ノ刑セハ百二十斤、
 浪ノ刑セハ百四十斤、
 浪ノ刑セハ百六十斤、

杖六十、九千八百斤、
 同七十、一萬二千斤、
 同八十、一萬二千六百斤、
 同九十、一萬四千斤、
 同一百、一萬五千四百斤、
 徒一年、二萬四千斤、
 同一年半、二萬六千斤、
 同二年、四萬八千斤、
 同二年半、六萬斤、
 同三年、七萬二千斤、
 流罪、八萬四千斤、
 雜犯死罪、十二萬八斤、

運水

和炭

炭と水と和炭未詳

答一十、二百斤、
 同二十、三百斤、
 同三十、四百斤、
 同四十、五百斤、
 同五十、六百斤、
 杖六十、七百二十斤、
 同七十、八百二十斤、
 同八十、九百二十斤、
 同九十、千二十斤、
 同一百、千二百斤、
 流罪、千七百斤、
 同一年半、二千六百斤、
 同二年、三千五百斤、

流罪、千七百斤、
 同一年半、二千六百斤、
 同二年、三千五百斤、
 同二年半、四千三百斤、
 同三年、五千二百斤、
 流罪、五千八百斤、
 雜犯死罪、九千斤、

同二年半、四千三百斤、
 同三年、五千二百斤、
 流罪、五千八百斤、
 雜犯死罪、九千斤、

同二年半、四千三百斤、
 同三年、五千二百斤、
 流罪、五千八百斤、
 雜犯死罪、九千斤、

答一十、千二百斤、
 同二十、千八百斤、
 同三十、二千四百斤、
 同四十、三千斤、
 同五十、三千六百斤、
 杖六十、四千二百斤、
 同七十、四千八百斤、
 同八十、五千四百斤、

同二年半、四千三百斤、
 同三年、五千二百斤、
 流罪、五千八百斤、
 雜犯死罪、九千斤、

有力の者ハ米或細クシ

同 一十	米ハ五斗	穀ハ一石
同 二十	米ハ一石	穀ハ二石
同 三十	米ハ一石五斗	穀ハ三石
同 四十	米ハ二石	穀ハ四石
同 五十	米ハ二石五斗	穀ハ五石
杖 六十	米ハ六石	穀ハ十二石
同 七十	米ハ七石	穀ハ十四石
同 八十	米ハ八石	穀ハ十六石
同 九十	米ハ九石	穀ハ十八石
同 一百	米ハ十石	穀ハ二十石
徒 一年	米ハ十石	穀ハ三十石
同 一年半	米ハ二十石	穀ハ四十石

下ハ米ハ一石五斗
上ハ米ハ一石

同 二年	米ハ二十五石	穀ハ五十石
同 二年半	米ハ三十石	穀ハ六十石
同 三年	米ハ三十五石	穀ハ七十石
流徒三年	米ハ四十石	穀ハ八十石
總徒四年	米ハ五十石	穀ハ一百石
難犯五年	米ハ五十石	穀ハ一百石
稍有力者	價工の 價云	
答 一十	浪三石	
同 二十	浪四石五斗	
同 三十	浪六石	
同 四十	浪七石五斗	
同 五十	浪九石	
杖 六十	浪十二石	
同 七十	浪十三石五斗	

同八十	杖十石
同九十	杖十六石五分
同一百	杖十八石
徒一年	杖二十六石
同一年半	杖五十四石
同二年	杖七十二石
同二年半	杖九十石
同三年	杖百八石
流三等	杖百四十石
流四年	杖百八十石
雜犯五年	杖百八十石

律收贖鈔

老幼癡疾工樂戶婦人徒流杖物は少く杖は十打
て之れ外のものに依りて杖は毎石五分一切物に依りて杖は十打

答一十
杖六十石又杖一十七石五分

同二十	杖一石二斗又杖一十七石五分
同三十	杖一石八斗又杖一十七石五分
同四十	杖二石四斗又杖一十七石五分
同五十	杖三石又杖一十七石五分
杖六十	杖三石六斗又杖一十七石五分
同七十	杖四石二斗又杖一十七石五分
同八十	杖四石八斗又杖一十七石五分
同九十	杖五石四斗又杖一十七石五分
同一百	杖六石又杖一十七石五分
徒一年	杖十二石又杖一十七石五分
同一年半	杖十八石又杖一十七石五分
同二年	杖二十四石又杖一十七石五分
同二年半	杖三十石又杖一十七石五分

同三年、
 流二千里、
 同二千五百里、
 同三千里、
 總徒四年、
 雜犯死罪、

例贖罪鈔

軍職の中書省所例は、
 軍職の中書省所例は、
 軍職の中書省所例は、

答一十、
 同二十、
 同三十、
 同四十、
 同五十、
 杖六十、

同七十、
 同八十、
 同九十、
 同一百、
 徒一年、
 同一年半、
 同二年、
 同二年半、
 同三年、
 流罪以下、

錢鈔兼收

答一十、
 鈔一、
 鈔二、
 鈔三、
 鈔四、
 鈔五、
 鈔六、
 鈔七、
 鈔八、
 鈔九、
 鈔十、
 鈔十一、
 鈔十二、
 鈔十三、
 鈔十四、
 鈔十五、
 鈔十六、
 鈔十七、
 鈔十八、
 鈔十九、
 鈔二十、
 鈔二十一、
 鈔二十二、
 鈔二十三、
 鈔二十四、
 鈔二十五、
 鈔二十六、
 鈔二十七、
 鈔二十八、
 鈔二十九、
 鈔三十、
 鈔三十一、
 鈔三十二、
 鈔三十三、
 鈔三十四、
 鈔三十五、
 鈔三十六、
 鈔三十七、
 鈔三十八、
 鈔三十九、
 鈔四十、
 鈔四十一、
 鈔四十二、
 鈔四十三、
 鈔四十四、
 鈔四十五、
 鈔四十六、
 鈔四十七、
 鈔四十八、
 鈔四十九、
 鈔五十、

一百せと収む

同二十

抄二百せの支(浅)本支と抄一百六十せと収む

同三十

抄四百六十せの支(浅)百六十文と抄二百六十せと収む

同四十

抄六百せの支(浅)二百四十文と抄二百せと収む

同五十

抄七百六十せの支(浅)二百七十文と抄二百七十せと収む

杖六十

抄千四百六十せの支(浅)二百八十と抄七百二十せと収む

同七十

抄千六百六十せの支(浅)二百四十と抄八百二十せと収む

同八十

抄千八百六十せの支(浅)二百八十と抄九百二十せと収む

同九十

抄二千五十せの支(浅)百十文と抄二千せと収む

同一百

抄二千二百五十せの支(浅)百四十と抄千二百せと収む

折杖

抄流の折杖抄に折杖を法と云

後一年

杖六十と後一年杖は折して二百二十と収む

同一年半

杖七十と後一年半杖は折して二百四十と収む

同二年

杖八十と後二年杖は折して二百六十と収む

同二年半

杖九十と後二年半杖は折して二百八十と収む

内八分の紗三十三世六百文二から洞後八世四百文とあり
せくよりいれしもの若の紗は終りなり

本宗九族五服

斬衰三年

斬衰は喪服の名也。ありし布の移りぬきぬきし
らすきをぬきぬきするたりしもの若なり

父母

女子は親の母より居ればたゞ父母は母より居るなりとしてし。男子
は父より居れば父母は父より居るなりとしてし。親の母は母より居る
し。父は父より居るなりとしてし。子の母は母より居るなりとしてし。孫は
祖父の母は母より居るなりとしてし。祖母は祖母より居るなりとしてし。
母は母より居るなりとしてし。父は父より居るなりとしてし。父の母は母より居る
なりとしてし。母の父は父より居るなりとしてし。父の父は父より居るなりとしてし。
母の母は母より居るなりとしてし。父の祖父は祖父より居るなりとしてし。母の祖父は祖父より居るなりとしてし。
父の祖母は祖母より居るなりとしてし。母の祖母は祖母より居るなりとしてし。

父の

父の後をいひの書
信をいひの書

我をして母死して父の母の書
命して中らるるなり

知推の付くもの書
てやるもの書

- 嫡母
- 継母
- 慈母
- 養母
- 養父母

夫

若子の書し若子の母
より依り父なり

姑

出で居る

總麻三月

十六日の夜に細麻と云

族曾祖父母

及祖の兄弟

族曾祖姑

室より出者

族伯叔祖父母

祖父の用堂兄弟

族祖姑

出で居る者

族伯叔父母

祖父の兄弟

堂姑

祖父の兄弟

族姑

祖父の兄弟

堂兄弟妻

父の再後姉妹

族兄弟

いとこの妻

再後姉妹

三後兄弟

族姉妹

室より出者

堂姪婦

堂兄弟の妻

堂姪女

堂兄弟の妻

再後姪女

再後兄弟の子

衆孫婦

再後兄弟の妻

姪孫婦

再後兄弟の妻

姪孫女

再後兄弟の妻

姉妹

兄弟の妻

姪女

兄弟の妻

姪婦

兄弟の妻

堂兄弟

いとこの妻

堂姉妹

いとこの妻

衆子婦

婿の妻のけり

嫡孫婦

衆孫

の孫

小功五月

十升、十一升、十二升の校めて謝する。少し地、細るる布、次小功、リ、人。

伯祖父母

祖父の兄の及ぶ書、玄

後祖姑

祖父の姉妹、堂に在る者

堂伯叔父母

叔の堂兄、叔の妻

兄弟之妻

叔の妻

堂姊妹

堂に在る者

再後兄才

いとこ

再後姊妹

いとこ

堂姪

いとこ

堂姪

いとこ

姪孫

兄の孫

姪孫女

兄の孫女

堂姪孫

堂兄の孫

堂姪孫女

堂兄の孫女

曾姪孫

兄の孫

曾姪孫女

兄の孫女

曾孫

孫の子

玄孫

曾孫の子

妻、夫の指し、文、分、帳

夫

舅姑

夫の父母

夫祖父母

夫曾祖父母

斬衰三年

斬衰三年

大功

總麻

夫、高祖父、父母
夫、伯叔、父母
夫、姑
夫、伯叔、父母
夫、祖、姑
夫、堂伯叔、父母
夫、堂姑
夫、兄弟、及妻
夫、姪、妹
夫、堂兄弟、及妻
夫、堂姪、妹
夫、姪
夫、姪、婦

在室者

夫の兄弟の子
史の姪の妻

總麻 大功 小功 總麻 總麻 總麻 總麻 小功 小功 小功 總麻 總麻 總麻 大功 總麻

夫、姪、女
長子、及婦
衆子
衆子、婦
孫
孫、妻
曾孫
玄孫
夫、姪、孫
夫、姪、孫、婦
夫、姪、孫、女
夫、堂姪
夫、堂姪、婦

夫の兄弟の女
室よりしるが女
嫡子の妻
嫡子の介
子共

期年 期年 期年 大功 大功 總麻 總麻 總麻 小功 小功 小功 總麻 總麻 總麻 總麻

出でぬすん
總麻

夫、堂姪女

惣麻すけ

小功

夫、再從姪

惣麻

夫、再從姪女

惣麻すけ

惣麻

夫、堂姪孫

惣麻

夫、堂姪孫女

惣麻

夫、曾姪孫

惣麻

夫、曾姪孫女

惣麻

夫の祖父母及びその父母の流を
うけつた人の夫の流をいふ
夫の人の名をいふ人の流をいふ
父母の名をいふ人の流をいふ
妻家長のためは父を版

家長

新喪三年

家長、父母

期年

家長、正妻

期年

家長、長子

嫡子

期年

家長、衆子

期年

我生たる子

期年

出家すて家いえ女にょ本宗ほんしゆのためは父を版
これに女等の流をいふ
上より一宮降也

父母

期年

祖父母

期年

曾祖父母

齊衰五月

高祖父母

大功

伯叔父母

大功

姑

父の母

大功

祖、兄弟

兄弟

總麻

祖、姊妹

兄弟

總麻

父堂兄弟

いしごら

總麻

父堂姊妹

いしごら

總麻

兄弟姊妹

いしごら

大功

堂兄弟姊妹

いしごら

小功

姪

にい

大功

姪女

いしごら

大功

堂姪

いしごら

總麻

堂姪女

いしごら

總麻

夫妻の堂られたりふ父ら後

妻父母

いしごらの子

總麻

女の子

いしごらの子

總麻

外親の服 母方の親類

母方の親類

外祖父母

母の父母

小功

舅

母の兄弟

小功

姨

母の姉妹

小功

内兄弟

母方の姉の子

總麻

兩姨兄弟

母方の姉の子

總麻

表兄弟

姑の子

總麻

本宗無服

族姑

父の再後姉妹の
出でたる者

小功

再後兄弟妻

三後兄弟の妻

總麻

族兄弟妻

三後姉妹の
出でたる者

總麻

族姊妹

三後姉妹の
出でたる者

總麻

族曾祖姑

祖父の同堂姊妹
出でたる者

總麻

族祖姑

祖父の同堂姊妹
出でたる者

總麻

再後姪婦

再後兄弟の子れ妻

再後姪女

いとこおいさまの妻

堂姪孫婦

いとこおいさまの妻

堂姪孫女

いとこおいさまの妻

曾孫姪婦

兄弟の曾孫の妻

曾孫姪女

兄弟の曾孫の妻

曾孫婦

孫の子れ妻

玄孫婦

曾孫の子れ妻

夫方無服の親類

夫^{ツボ}祖姑

おてめえたる者

夫族曾祖父母

史のむかしむかし

夫曾祖姑

史のむかしむかし

夫族伯叔祖父母

史のむかしむかし

夫堂祖姑

史のむかしむかし

夫族伯叔父母

史のむかしむかし

夫族姑

史のむかしむかし

夫再後兄弟

史のむかしむかし

夫再後姪妹

史のむかしむかし

夫族兄弟

史のむかしむかし

夫族姪妹

史のむかしむかし

夫再後姪女

史のむかしむかし

出家女本宗親類の玄服の者

祖姉妹

おてめえ

父堂姉妹

史のむかしむかし

外親無服の者

母祖父母

堂舅之子

堂姨之子

姑之孫

舅之孫

姨之孫

妻親無服の者

妻祖父母

妻外祖父母

妻伯叔

妻之姑

妻兄弟及妻

妻之姊妹

妻之姊妹子

母方の中いし

母方のせんをいしの子

おしの孫

母方のおらの孫

母方のおの孫

妻のちぢい

妻のおら

妻のおと

妻のわよおら

妻のわよ

妻のわよおと

妻のわよおの孫

女之孫

親のじいおの孫

大明律例譯義末卷終





